

第 4 次豊中市通学路交通安全プログラム

令和 6 年（2024 年）3 月

豊 中 市

豊中市教育委員会

目 次

1. 目 的

2. 基本方針

- (1) 基本的な考え方
- (2) 通学路及び未就学児の移動経路の点検
- (3) 交通安全対策
- (4) PDCA サイクル
- (5) スケジュール

3. 推進体制

- (1) 学校・PTA・保育施設等
- (2) 道路管理者・交通管理者・教育委員会等
- (3) 豊中市・豊中市教育委員会
- (4) 豊中市通学路交通安全推進協議会
- (5) 対策案等検討会議

4. 交通安全対策

(1) 定期点検における対策

①対策箇所一覧

(2) 未就学児の移動経路における対策

①対策箇所一覧

(3) 道路管理者による対策

1) 豊中市実施分

①対策箇所一覧

②対策要望箇所図

2) 大阪府実施分

①対策箇所一覧

②対策要望箇所図

(4) 対策の進捗状況

①第3次プログラム 対策箇所一覧

②第3次プログラム 対策要望箇所図

1. 目 的

平成24年（2012年）に全国で登下校中の児童等が死傷する事故が多数発生したことを受け、本市では同年に通学路の緊急合同点検を実施し、危険箇所について交通安全対策を進めてきました。しかしながら、市内において、平成27年（2015年）5月に登校中の児童が巻き込まれる事故が発生しました。

このことから、通学路の交通安全の確保を継続的かつ効果的に実施するため、関係機関で組織する推進体制を構築し、「豊中市通学路交通安全プログラム（以下、プログラムという）」を平成27年度（2015年度）に策定しました。以後、3年ごとに策定することとしており、今回は4回目のプログラムの策定になります。

また、令和元年（2019年）5月の大津市での未就学児の移動経路における死傷事故を受け、未就学児が日常的に集団で移動する経路についても、本プログラムを通じて継続的な交通安全の確保に取り組んでいます。

なお、前回までは3年に一度、全校を対象にプログラムを策定していましたが、今回からは、毎年分割して実施するとともに、学校番号順に道路管理者・交通管理者・学校関係者が合同で点検し問題点などを把握、共有する取り組みを実施しています。

2. 基本方針

- 点検、対策、評価、改善を繰り返し実施し、通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全性の向上を図ります。
- 通学路及び未就学児の移動経路の定期点検は3年をサイクルに、市内全小学校・保育施設等で実施します。

（1）基本的な考え方

○継続的に通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全を確保するため、定期的な合同点検及び不断の交通安全対

策に取り組みます。

○取り組みは PDCA サイクルとして繰り返し実施し、対策実施後の評価も行い、対策の改善・充実に努め、通学路及び未就学児の移動経路の交通安全性の向上を図ります。

○道路管理者、交通管理者、PTA、教育委員会、保育施設及び市が連携し、効果的な対策を実施します。

（２）通学路及び未就学児の移動経路の点検

１）定期点検

- ・通学路の定期点検は、学校・PTA 等が通学路点検実施要領に沿って３年をサイクルに実施します。
- ・未就学児の移動経路の点検は、保育施設等が未就学児移動経路点検実施要領に沿って３年をサイクルに実施します。
- ・点検結果は各種様式を用いて市へ提出します。
- ・市は、点検結果資料を取りまとめ、点検報告書を作成します。

２）日常点検

- ・定期点検以外にも、学校・PTA・保育施設及び地域は自主的に点検できるものとします。
- ・学校・PTA・保育施設及び地域から挙げられた指摘や要望を受けて、各機関が点検します。

３）道路管理者による点検

- ・道路管理者が市民の意見・要望に基づき定期的に点検を実施します。

（３）交通安全対策

１）定期点検における対策

定期点検結果を精査し、各機関が対策案を検討・協議の上、プログラムに記載し、対策を実施します。

2) 日常点検における対策

日常点検を踏まえ、各機関が随時個別に対応します。基本的にプログラムには記載しません。

※学校の再編等により通学路や未就学児の移動経路が変更される場合は、仮の通学路等を設定したうえで道路管理者・交通管理者・教育委員会等関係者が協力し点検を実施します。

3) 道路管理者による対策

道路管理者が市民の意見・要望や独自の調査・点検を踏まえ、交通安全対策を実施します。主要なものはプログラムに記載します。

4) 関係機関の対策内容

①道路管理者

対策案に基づき、路面標示及び路側のカラー化、電柱幕及びカーブミラー等の交通安全施設の整備並びに、歩道設置及び交差点改良等のハード整備を実施します。

②交通管理者

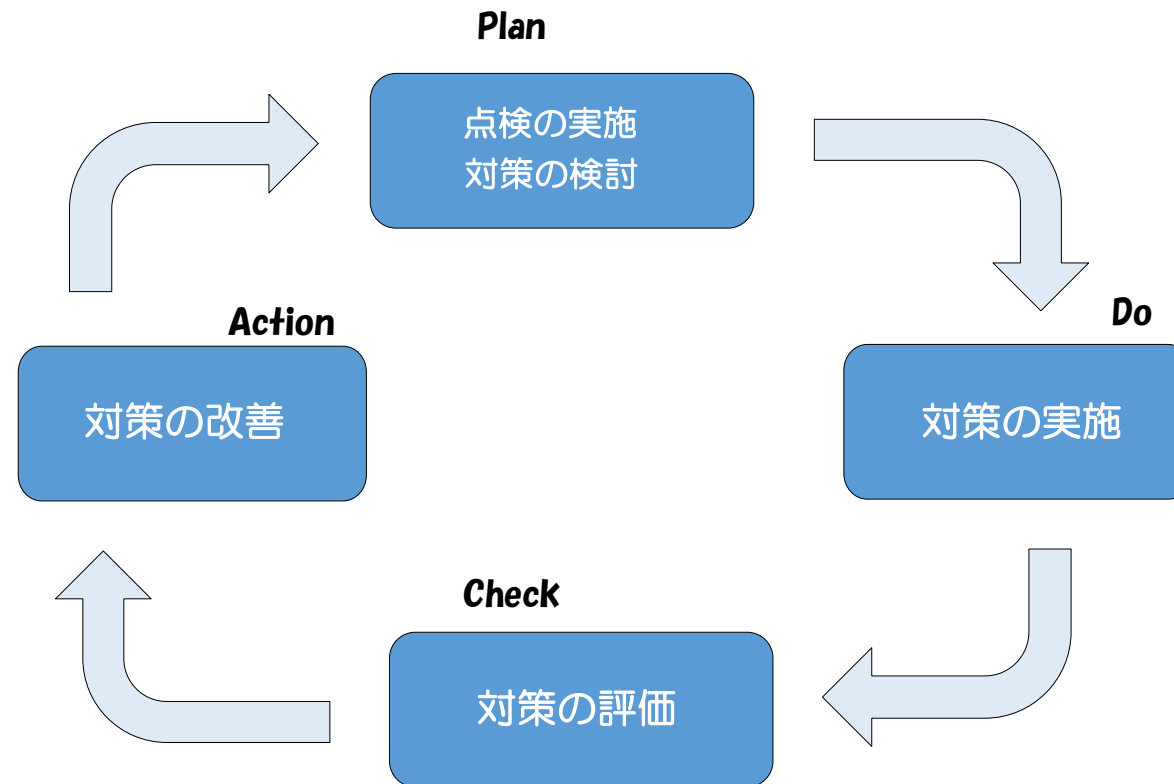
対策案に基づき、路面標示及び信号等のハード対策を行うとともに、パトロールの強化や交通安全啓発等のソフト対策を行います。

③教育委員会・保育施設等

対策案に基づき、学校・保育施設による注意喚起・交通安全指導や、登下校時におけるPTA・保護者等による見守り活動、また交通安全指導者マニュアル等を活用した交通安全指導などのソフト対策を行います。

(4) PDCA サイクル

点検、対策、評価、改善を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路及び未就学児の移動経路の安全性の向上を図ります。



1) Plan

①点検の実施

②点検結果の精査及び対策の検討

点検結果の精査を行い、対策必要箇所を抽出し、歩道及び交通安全施設の整備などのハード対策、並びに交通規制や啓発活動などのソフト対策について、具体的な実施メニューを検討します。

2) Do

①対策の実施

対策の実施にあたっては、円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。また、対策内容に応じて、速やかに実施します。

3) Check

①対策の評価

プログラムに基づく対策が実施された箇所について評価し、改善点があれば市へ追加対策を申し入れます。

4) Action

①対策の改善・充実

報告された改善点及び追加対策に関して精査した後、改善対策案を検討し、対策を実施します。

(5) スケジュール

PDCA サイクルは、3 年をサイクルとし、図 1 のスケジュールに沿って行います。

図 1

豊中市通学路交通安全プログラム実施スケジュール

	令和5（2023）年度				令和6（2024）年度				令和7（2025）年度				令和8（2026）年度			
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
プログラムの策定	第4次プログラムの策定								第5次プログラムの策定 （令和9（2027）年度まで）							
	点検実施 小学校 20校 （内5校合同点検） 未就学児施設 8園				点検実施 小学校 19校 （内5校合同点検）											
	事業主体による 対策案検討				事業主体による 対策案検討											
				2/21												
				検討会議 協議会 公表				検討会議 協議会 公表				検討会議 協議会 公表				検討会議 協議会 公表

3. 推進体制

プログラムの継続的取組と進行管理を行うため、図 3 のとおり推進体制を構築します。各機関の役割分担は次のとおりとします。

(1) 学校・P T A・保育施設等

- ①通学路点検実施要領に基づき通学路点検を実施し、点検結果を市へ報告します。
- ②各機関が実施した対策について評価を行い、改善点があれば追加対策を市へ申し入れます。

(2) 道路管理者、交通管理者、教育委員会等

- ①道路管理者は、独自の調査・点検を実施します。
- ②プログラムに基づき、対策を実施します。
- ③対策の進捗状況を報告します。
- ④報告された改善点及び追加対策を精査した後、改善対策案を検討し、対策を実施します。

(3) 豊中市・豊中市教育委員会

- ①プログラムの策定・改定及び公表を行います。
- ②推進体制の運営に係る調整及び進行管理を行います。

（４）豊中市通学路交通安全推進協議会

子どもの安全な通学環境を確保するために、関係機関の連携を強化し、豊中市通学路交通安全プログラムの策定、進行管理及び継続的取組のための意見交換の場として、以下の関係機関で構成した「豊中市通学路交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）」を設置します。

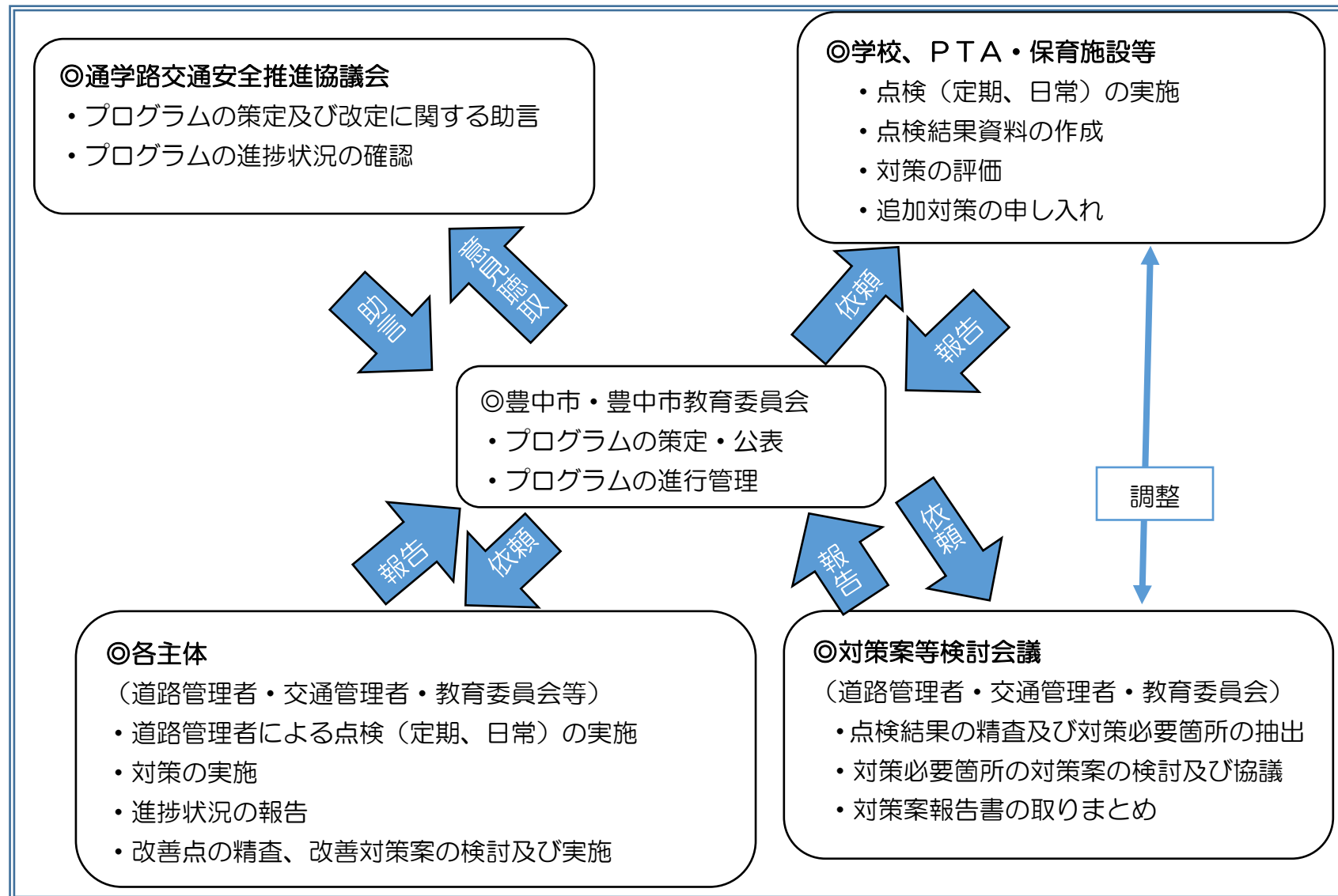
①協議会の事業

協議会は、目的を達成するため、次の項目について意見交換を行います。

- ア．プログラムの策定及び改定に対する助言
- イ．プログラムの進捗状況の確認

豊中市通学路交通安全プログラム推進体制

図 2



②協議会の構成

機 関 名	職 名	摘 要
大阪府池田土木事務所	維持保全課長	
大阪府警察	豊中警察署交通課長	
	豊中南警察署交通課長	
豊中市 P T A 連合協議会	会長	
	小学校北部ブロック協議会 ブロック長	
	小学校東部ブロック協議会 ブロック長	
	小学校中部ブロック協議会 ブロック長	
	小学校南部ブロック協議会 ブロック長	
豊中市教育委員会事務局	教育政策監	副会長
豊中市	都市基盤部長	会長
	こども未来部長	

(5) 対策案等検討会議

プログラムに基づき実施された点検結果について、対策必要箇所の抽出・対策案の検討・協議を行う場として、交通管理者、道路管理者、教育委員会で構成する対策案等検討会議（以下「検討会議」とする。）を設置します。

①検討会議の事業

検討会議は、目的を達成するため、各機関の協力のもとに次の事業を行います。

ア. 点検結果の精査及び対策必要箇所の抽出

イ. 対策必要箇所の対策案の検討及び協議

ウ. 構成機関ごとに作成した対策案報告書の取りまとめ

②検討会議の構成

機 関 名	所 属
大阪府池田土木事務所	維持保全課
大阪府警察	豊中警察署交通課
	豊中南警察署交通課
豊中市	都市基盤部交通政策課
	都市基盤部基盤整備課
	都市基盤部基盤保全課
	都市基盤部基盤管理課
豊中市教育委員会事務局	学校教育課